平成２２年（フ）第２８号
北海道帯広市白樺16条西９丁目４番地２
債務者　金田　英義
１　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月10日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第２９号
北海道帯広市白樺16条西９丁目４番地２
債務者　金田　紀子
１　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月10日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第３４号
北海道中川郡幕別町札内中央町330番地の36
債務者　石原　広子
１　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月10日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第４１号
北海道帯広市柏林台南町５丁目１番地　市営３号棟327
債務者　上田　康子
１　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月10日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第５１号
北海道帯広市東13条南５丁目２番地23
債務者　工藤壽美子
１　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月10日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第６０号
北海道帯広市稲田町基線７番地27　ヴィラージュホンマ105
債務者　角田　由香
１　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月10日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第６１号
北海道帯広市富士町465番地23
債務者　遠藤　美佳
１　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月10日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第６３号
北海道帯広市西９条北４丁目４番地７　プリオール94・１－Ａ
債務者　黒木　　勇
１　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月10日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第６４号
北海道帯広市大川町４番地
債務者　井阪　俊三
１　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月10日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第６５号
北海道帯広市大川町４番地
債務者　井阪　敏子
１　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月10日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第６６号
北海道中川郡本別町西仙美里44番地９
債務者　原田　一代
１　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月10日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第６８号
北海道帯広市西２条南29丁目13番地　コーポたなか１号室
債務者　和田　敦子
１　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月10日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第７０号
北海道帯広市西17条南３丁目４番24号　ＮＫマンション西館403号
債務者　齋木　英明
１　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月10日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第７３号
北海道帯広市新町西６丁目40　アイリスⅡマンション１－Ａ号室、住民票上の住所北海道河東郡音更町木野西通９丁目５番地２
債務者　田中　美香
１　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月10日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第７７号
北海道上川郡清水町南10条７丁目１番地
債務者　野々村摩子
１　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月10日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第７８号
北海道足寄郡足寄町西町３丁目２番地25
債務者　多田いづみ
１　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月10日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係